新型コロナコロナウイルス感染症は、法令の規定により出席停止となり、出席停止期間も同様に定められています。医師の記載による登園許可書の提出の必要はありませんが、登園再開する時は、必ず保護者の方が下記に必要事項を記入して、園へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症治ゆ報告書（保護者記入）

令和　　年　　月　　日

認定こども園国吉ちくば保育園　園長殿

組　園児氏名

保護者氏名

医療機関で診察を受け、「新型コロナウイルス感染症(疑いを含む)」と診断されました。その後、症状が回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、報告いたします。

1．診断名　新型コロナウイルス感染症

2．発症日からの経過（**太枠内を記入**してください。）

①発症日：日付・曜日を記入してください。

（**発熱した日または診断されるきっかけとなった症状がみられた日**）

②発熱の有無：その日の最高体温を記入してください。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
	発症日									
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)	(　)
発熱の有無	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	症状が出た日						登園可能			
症状が軽快した	軽快						登園可能			
日により、		軽快					登園可能			
登園可能日が			軽快				登園可能			
異なります。				軽快			登園可能			
右表を参考に					軽快		登園可能			
してください						軽快		登園可能		

※登園可能な日を過ぎても体調がすぐれない場合は、無理をしないでください。

〈登園停止期間〉

※発症した後５日間を経過し、かつ、症状が軽快した日から２日目から登園可能。

※発症後５日を経過していても、症状が軽快していない場合は、登園停止期間が延長されます。

3．診断日・受診先　令和　　年　　月　　日（　　）：医療機関名

4．登園する日　　令和　　年　　月　　日（　　）　※医師から登園を認められた日